

千原弁護士の

特商法の
エキスパート

法律Q&A

取引先の指示による表記ミスが弊害。当社の対応は？

質問

当社は化粧品品の通販事業を行っている。す。当社の化粧品品の製造を行う取引先「カーA」で、成分の表記ミスがあった」ところ、都の担当課から、「販売した商品の回収」「ラベル変更完了までの出荷停止」などの指示が出ています。当社のミスではなく、Aから指示された表記を、化粧品箱やカタログ、ホームページなどにも記載してしまっています。この商品は、相当以前から販売してきたロングセラーです。新たに商品を出荷できるまでの売り上げを失ったことは少ないですが、お客様への返品対応の連絡や実施、新たなカタログ、チラシ作成など、高額な費用やマンパワーが必要となります。Aは、自社のミス認め、謝罪しています。当社の今後の対応について教えてください。

(化粧品通販会社社長)

回答

まず、貴社とA社との間の基本契約書、個別契約書などの全ての契約書類をご確認ください。ポイントには損害賠償条項が。

例えば「逸失利益の請求ができない」内容になっていれば、法的には「出荷再開までの間に失った売り上げ」の請求は難しいです。

また、賠償金額を「個別の売買取引額を上限とする」などの規定もよくありますが、その場合も、契約を解除した上で売買金の返還を求めるなどの、回収した商品にかか

る利益額（売上額と仕入額の差額）などにつき「個別の売買取引額（範囲内）」での賠償とでも重要になる典型的な場請求は可能ですが、それが限度に多々と思います。

なお、貴社において加害

契約書の損害賠償条項の確認を

だ。

一方、「損害賠償条項がなっていない」場合、法は「私どもの経験と判断」に依って、今回の成

分表記ミスであれば「通常生じる範囲内」であるという「青天井」で請求することができ、貴社

なカタログ作成等の費用請求書での頭末書（A社の責任を

プロフィール

1961年東京生まれ。85年司法試験合格。86年早稲田大学法学部卒業。88年に弁護士登録して、さらに共同法律事務所に入所し、94年より経営弁護士。第一東京弁護



士会所属。現在、約10社（うちネットワークビジネス企業約9社）の企業・団体の顧問弁護士を務める。会社法などの一般的な法分野に加え、特定商取引法・割賦販売法・景品等表示法・知的財産法を専門分野として業界団体である全国流通団体の顧問を務める。著書に「Q&Aで読者販売取引の法律実務」（中央経済社）などがある。

認める内容を出していたことが重要になります。頭

末書の形式は自由ですが、①ミスが起きた経緯②A社側の責任（過失）を認めること③貴

社の損害についての対応計画④再発防止策⑤謝罪文言などを含めることが重要で

す。また、今後、A社との間の電話・オンライン・面談等の口頭での会話は録音・録画

は必要ないです）、メールなどは残るものでやり取りを早くに相殺しておくことがお勧めです。